

2021年4月26日

各 位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 大谷 清介
(コード：1860 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 大友 敏弘
(TEL. 03-3535-1357)

中間配当制度の導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関する議案を2021年6月29日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものです。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2021年6月29日開催予定の第98回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 中間配当制度の規定新設

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、取締役会の決議により中間配当をすることができる規定を新設するものです。

② 役付取締役の一部廃止

コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向け、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図るため、名誉会長・相談役を廃止し、定款から削除するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条【代表取締役および役付取締役】取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役中から<u>名誉会長1名、会長1名、社長1名、および相談役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>-----</p> <p>第6章 計算</p> <p>第37条【剰余金の配当の基準日】(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第38条【配当金の除斥期間】(条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条【代表取締役および役付取締役】取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役中から会長1名、社長1名を定めることができる。</p> <p>-----</p> <p>第6章 計算</p> <p>第37条【剰余金の配当の基準日】(現行どおり)</p> <p><u>第38条【中間配当】当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第39条【配当金の除斥期間】(現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

2021年6月29日

定款変更の効力発生予定日

2021年6月29日

以上